

忌引き休暇の日数 早見表と連絡の準備

早見表(国家公務員の基準) + 就業規則で確認する欄 + 連絡のチェックリスト + 文例 | 登録不要・無料・2026年10月版

■ 日数の早見表(国家公務員の基準)と、自社の就業規則で確認する欄

国家公務員(一般職)は、人事院規則15-14 別表第二の親族が亡くなったとき、葬儀・服喪などのために、続柄に応じた連続する日数の範囲で特別休暇(人事院の資料では「忌引き」)を使えます。民間企業の忌引き(慶弔)休暇は法律で必ず定める休暇ではなく、日数は会社の就業規則で決まります。右の2列に、自社の就業規則の日数と、有給か無給かを書き込んでください。

亡くなった方(本人から見た続柄)	国家公務員	国家公務員で日数が変わる場合	自社の就業規則の日数	有給／無給
配偶者	7日	—		
父母	7日	—		
子	5日	—		
祖父母	3日	職員が代襲相続し、かつ、祭具等の承継を受ける場合は7日		
孫	1日	—		
兄弟姉妹	3日	—		
おじ・おば	1日	職員が代襲相続し、かつ、祭具等の承継を受ける場合は7日		
父母の配偶者・配偶者の父母	3日	職員と生計を一にしていた場合は7日		
子の配偶者・配偶者の子	1日	職員と生計を一にしていた場合は5日		
祖父母の配偶者・配偶者の祖父母	1日	職員と生計を一にしていた場合は3日		
兄弟姉妹の配偶者・配偶者の兄弟姉妹	1日	職員と生計を一にしていた場合は3日		
おじ・おばの配偶者	1日	—		

■ 早見表を使うときの注意

- ・ 遠方の葬儀: 国家公務員は、葬儀のため遠隔の地に赴く場合、往復に要する日数を加えた日数になります(人事院規則15-14 第22条第1項第13号)。
- ・ 日数の数え方: 「連続する日数」は暦日(カレンダー上の日)で数えると、人事院の運用通知は定めています。社会通念上妥当と認められる範囲で使う休暇です。
- ・ 表にない親族: 国家公務員の親族の死亡の特別休暇は、別表第二に載っている親族に限られます。配偶者には、届出をしていない事実上の婚姻関係の方を含みます。
- ・ 父母の追悼: 国家公務員は、父母の死亡後15年以内に行われる、父母の追悼のための特別な行事のため、1日の範囲内で特別休暇を使えます。
- ・ 民間企業: 厚生労働省のモデル就業規則は、慶弔休暇の日数を空欄にし、各事業場で具体的に定めるよう求めています。有給か無給かも各事業場で決めて就業規則に定めます。

■ 自社の就業規則で確かめることのメモ

会社で設けている休暇は就業規則に必ず定めることが必要です(厚生労働省のモデル就業規則)。わからないところは、総務・人事の窓口で確かめてください。

就業規則の条文(慶弔休暇・特別休暇)	
対象になる続柄と日数	
有給か無給か	
申請の方法・申請先	
必要な書類(あれば)	
日数の数え方(休日を含むか)	

忌引き休暇の日数 早見表と連絡の準備

早見表(国家公務員の基準)+就業規則で確認する欄+連絡のチェックリスト+文例 | 登録不要・無料・2026年10月版

ふれあいの丘
生前整理支援センター
2 / 2

■ 会社に連絡するときに伝えること・確かめること

- | | |
|--|--|
| ☐ 1. 亡くなった方と自分との続柄
国家公務員の基準でも就業規則の例でも、日数は続柄で変わります。 | ☐ 2. 休み始める日と、休む予定の期間
通夜・葬儀の日程が決まる前は「今日から」と見込みだけ伝え、決まってから連絡し直します。 |
| ☐ 3. 通夜・葬儀の日程と場所(伝える範囲は家族と相談)
葬儀が遠方ときは、移動の日数も含めて相談します(国家公務員の基準では往復の日数を加えます)。 | ☐ 4. 就業規則の慶弔休暇(特別休暇)の条文
日数、対象になる続柄、有給が無給か、申請の方法を確かめます。 |
| ☐ 5. 申請に必要な書類
必要かどうか、何を出すかは会社によって違うため、総務・人事の窓口で確かめます。 | ☐ 6. 引き継ぎ(急ぎの案件・取引先への連絡)
誰に何を頼んだかを、上司にも伝えておきます。 |
| ☐ 7. 休み中の連絡方法
メールなら確認できる、など受け取れる手段を伝えます。 | ☐ 8. 会社からの弔問・香典・弔電・供花を受けるかどうか
家族葬などで辞退する場合は、連絡の時点で伝えます。 |

連絡の文例(〇〇を名前・日付・続柄に置き換えて使います。電話番号は書いていません)

W1 上司への電話(亡くなった当日・朝)(電話・口頭)

おはようございます。〇〇部の〇〇です。
昨夜、父が亡くなりました。
通夜と葬儀の準備のため、今日から休ませていただけますでしょうか。
葬儀の日程が決まりしだい、メールでお知らせします。
急ぎの案件は〇〇さんに引き継ぎをお願いしてあります。
休んでいる間も、メールは確認できます。

- ・ 続柄(父・母・祖母など)と、休み始める日をはじめに伝えます。
- ・ 日数や休暇の種類は、このあと就業規則と総務・人事の窓口で確認します。

W2 上司・総務へのメール(日程が決まったあと)(メール)

件名:忌引き休暇の申請(〇〇部 〇〇〇〇)
〇〇課長
お疲れさまです。〇〇部の〇〇です。
〇月〇日に父〇〇が亡くなりました。
通夜・葬儀のため、〇月〇日(〇)から〇月〇日(〇)まで休暇をいただきたく、ご連絡いたします。
通夜:〇月〇日(〇)／葬儀:〇月〇日(〇)／場所:〇〇県〇〇市
休暇の日数と必要な書類は、就業規則を確認のうえ、総務にも問い合わせます。
不在中の業務は〇〇さんをお願いしています。急ぎのご連絡はメールでいただけますと助かります。
ご迷惑をおかけしますが、どうぞよろしくお願いいたします。

- ・ 通夜・葬儀の日程と場所をどこまで伝えるかは、ご家族と相談して決めてください(当サイトの提案)。
- ・ 家族葬で会社からの弔問・香典・弔電を辞退する場合は、このメールに一文添えます(例:葬儀は家族のみで行うため、ご弔問・お香典はご辞退申し上げます)。

W3 チームへの短い連絡(チャット)(社内チャット)

【ご連絡】父が亡くなったため、本日から〇月〇日まで休みます。
日程が決まりしだい、あらためてお知らせします。
担当中の〇〇の件は〇〇さんに引き継いでいます。よろしくお願いします。

- ・ チャットで知らせる範囲は、上司と相談して決めます。

E1 保護者から担任の先生へ(連絡帳・メール)(連絡帳・メール)

〇年〇組 〇〇〇〇の保護者です。
〇月〇日に、〇〇(子ども)の祖父が亡くなりました。
通夜・葬儀のため、〇月〇日(〇)から〇月〇日(〇)まで休ませます。
忌引きの扱いと、休んでいる間の課題や提出物について、教えていただけますと助かります。
お手数をおかけしますが、よろしくお願いいたします。

- ・ 忌引きとして扱う日数や、届け出の方法は学校によって違います。わからないときは担任の先生や学校に確認します。

■ 出典(いずれも2026年10月7日確認)

- | | |
|---|---|
| <ul style="list-style-type: none">・ 人事院規則一五——四(職員の勤務時間、休日及び休暇)(e-Gov法令検索)
https://laws.e-gov.go.jp/law/406RJNJ15014000・ 人事院「一般職の国家公務員の休暇制度(概要)」(PDF)
https://www.jinji.go.jp/content/900018065.pdf・ 人事院「職員の勤務時間、休日及び休暇の運用について」(平成6年7月27日職職一328)
https://www.jinji.go.jp/seisaku/kisoku/tsuuchi/15_kinmujikan/1501000_H6shoku_shoku328.html・ 厚生労働省「モデル就業規則(令和7年12月)」全体版(PDF)
https://www.mhlw.go.jp/content/001620507.pdf・ 厚生労働省「モデル就業規則について」
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/zi_gyonushi/model/index.html・ 厚生労働省 働き方・休み方改善ポータルサイト「特別な休暇制度とは」
https://work-holiday.mhlw.go.jp/kyuukaseido/ | <ul style="list-style-type: none">・ 文部科学省「小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校等における児童生徒の学習評価及び指導要録の改善等について(通知)」(30文科初第1845号)
https://www.mext.go.jp/b_menu/hakusho/nc/1415169.htm・ 文部科学省[別紙1]小学校及び特別支援学校小学部の指導要録に記載する事項等
https://www.mext.go.jp/b_menu/hakusho/nc/attach/1415186.htm・ 文部科学省[別紙2]中学校及び特別支援学校中学部の指導要録に記載する事項等
https://www.mext.go.jp/b_menu/hakusho/nc/attach/1415198.htm・ 学校保健安全法(e-Gov法令検索)
https://laws.e-gov.go.jp/law/333AC00000000056・ 神社本庁「服忌について」
https://www.jinjahoncho.or.jp/omairi/bukki/・ 全互協(全日本冠婚葬祭互助協会)「法要の進め方は？」
https://www.zengokyo.or.jp/manner/funeral/funeral55.php |
|---|---|